

福岡県建設工事低入札価格 調査試行要領

最終改正 令和4年3月11日 3財活第2931号

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県が発注する建設工事において、「最低価格で入札をした者を落札者としないことができる場合の基準とその取扱いについて(昭和58年6月17日58管第239号総務部長通達)」に定める調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、福岡県が発注する総合評価方式による一般競争入札のうち「政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)」の適用を受けない建設工事とする。

(調査基準価格の設定及び算出)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となる次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格の100分の92を超える場合、又は100分の75に満たない場合は、予定価格の100分の75から100分の92までの割合を乗じて得た額の範囲内において、契約担当者が定める額とする。

- 一 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - 二 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - 三 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - 四 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- 2 契約担当者は、仕様書、設計書等により調査基準価格を決定し、予定価格調書に「調査基準価格○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準比較価格○○円」と記載するものとする。

(総合評価方式評価値)

第4条 第2条の工事については、当分の間、福岡県建設工事総合評価方式実施要領第5条第1項中「標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値」とあるのは、「標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)に施工体制評価点を加えたものを当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値」と読み替えることができるものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = [\text{技術評価点}(\text{標準点} + \text{加算点}) + \text{施工体制評価点}] / [\text{入札価格}]$$

- 2 施工体制評価点は、施工体制確保の確実性等を評価するものであるが、詳細については契約担当者において別に定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は、入札公告等において次の各号に掲げる事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

- 一 調査基準価格が設定されていること。
- 二 調査基準比較価格を下回った価格で入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）は、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも落札者となること。
- 三 低入札価格入札者は、事後の調査に協力すべきこと。（第7条第1項に該当する場合を除く。）

（開札の執行）

- 第6条 開札の結果、調査基準比較価格を下回った価格で入札が行われ、低入札価格入札者が最高評価値者となる場合、契約担当者は、入札者全員に対し落札者決定の保留を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者は調査後に決定する旨を告げて開札を終了するものとする。
- 2 低入札価格入札者でない者が最高評価値者となる場合は、低入札価格入札者への第8条以下の調査は実施せず、最高評価値者を落札者として開札を終了するものとする。
 - 3 開札順位について、あらかじめ入札公告等において定められた工事にかかる開札で、開札順位2以降の開札については、前二項の規定にかかわらず、落札者決定の保留をすることができる。

（失格基準価格の設定及び算出）

- 第7条 前条第1項において、調査基準比較価格に100分の99を乗じて得た額を下回った価格で入札を行った者は、第8条以下の調査を行わずに失格とする。この場合、次順位の者について第6条の規定を適用し、開札を終了する。
- 2 前項の額について、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

（調査の実施）

- 第8条 契約担当者は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、次の各号に掲げる事項について、調査を実施するものとする。
- 一 当該価格で入札した理由
 - 二 契約対象工事に関する手持ち工事の状況
 - 三 契約対象工事箇所と当該入札者の事務所、倉庫等との地理的関係
 - 四 手持資材及び機械の状況
 - 五 資材購入先及び入札者との関係
 - 六 労務者の具体的供給見通し及び下請予定業者の協力等
 - 七 その他必要な事項
- 2 前項の調査に当たり、調査基準比較価格を下回った価格で入札を行う者は、別添「低入札価格調査資料作成要領」に示す様式を開札までに提出しなければならない。なお、当該様式の提出をしない者は、入札を無効とする。

（調査結果の審査）

- 第9条 契約担当者は、調査結果を、福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程第4条に定める委員会（以下「委員会」という。）の長に報告し、契約の適否についての意見を求めなければならない。
- 2 前項により意見を求められた委員会の長は、委員会を招集して調査結果を審査し、その結果を契約担当者に通知するものとする。
ただし、委員長が急施を要し委員会を招集する暇がないと認めるときは、過半数の委員に回議し、委員長が決裁することをもって会議に代えることができる。

(落札者の決定等)

- 第10条 委員会が契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、契約担当者は、最高評価値者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。
- 2 委員会が契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、最高評価値者を失格（落札者としない者）とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者の中評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
ただし、次順位者が調査基準比較価格に満たない価格での入札を行った場合に当たっては、第8条の調査及び第9条の審査をした上で、落札者とするかどうか決定するものとする。
- 3 契約担当者は、最高評価値者を第7条第1項の規定に基づき失格としたとき、又は前項前段の規定に基づき失格（落札者としない者）としたときは、最高評価値者に失格とした旨を通知する。
- 4 次順位者が調査基準比較価格を上回った価格で入札した場合は、次順位者を落札者とする旨を次順位者に通知し、他の入札者全員にもその旨通知するものとする。
- 5 次順位者が調査基準比較価格を下回った価格で入札した場合は、第8条以降の手続きを順次行うものとする。

(調査結果の概要等の公表)

- 第11条 調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

(契約締結の条件)

- 第12条 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、次の各号に掲げる事項を条件とする。
ただし、契約担当者が特に必要と認める場合は、契約担当者において条件を定めることができる。
- 一 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- 二 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- 三 予定価格が5億円以上の工事においては、契約書第10条第1項第二号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす技術者1名を専任で配置すること。（調査基準比較価格を下回って落札した者が、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとする。
- 四 予定価格が5億円未満の工事においては、主任技術者又は監理技術者は専任で配置すること。（現場代理人との兼務は認めないものとする。）
- 五 前第三号及び第四号において、現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。
- 2 契約担当者は、入札公告等において前項の事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年8月3日から施行し、施行日以後に公告を行うもので、各部が選定するものに適用する。

附 則 (平成31年3月27日30財活第2371号総務部長依命通達)

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものに適用する。

附 則 (平成31年4月26日31財活第133号総務部長依命通達)

この要領は、平成31年5月7日から施行し、施行日以後に競争参加資格確認通知書を通知するものから適用する。

附 則 (令和元年8月30日1財活第779号総務部長依命通達)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日2財活第3395号総務部長依命通達)

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものに適用する。

低入札価格調査資料作成要領

低入札価格調査制度による調査基準価格に満たない価格の入札を行う者(以下「低入札者」という。)は、本要領に基づき低入札価格調査票(以下「調査票」という。)を作成し提出すること。

1 共通事項

- (1) 低入札者は、入札時に調査票及び工事費内訳書を提出すること。
紙入札業者は入札時に提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。
電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。
- (2) 提出後における調査票の差し替え、追加資料の提出は認めない。ただし、契約担当者等が指示した場合はこの限りではない。
- (3) 調査票が「別紙 低入札価格調査資料に係る入札無効要件」に該当する場合は、その者の入札を無効とする。
- (4) 虚偽の書類を提出したと認められた場合は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。

2 調査票記載要領

(1) 当該価格で入札した理由

下記の(2)から(9)を踏まえ、当該価格の契約においても工事の品質、労働条件及び安全対策等を適正に確保し施工可能な理由を記載すること。

なお、その理由が資材納入者、労務者及び下請業者へのしわ寄せによると判断される場合は、その入札を失格とする。

(2) 手持ち工事の状況

開札日時点において、契約中の工事（工事箇所が福岡県内の工事に限る）を全て記載すること。

該当する工事がない場合も、その旨を記載すること。

(3) 対象工事箇所と事務所及び資材庫等との地理的関係

対象工事と関係する事務所、営業所及び資材庫等について、距離・移動時間等を簡潔に記載すること。

(4) 手持ち資材及び機械の状況

対象工事で使用予定の手持ち資材及び機械等がある場合は、その種別及び保有量等を簡潔に記載し、該当がない場合もその旨をすること。

(5) 資材購入予定先及び機械等リース元予定者との関係

対象工事で使用予定の資材の購入先及び機械等のリース元について、会社単位で記載し、該当がない場合もその旨を記載すること。

ア 資材の購入先は、購入先名(括弧書きで取引年数)、資材の種別を記載

イ 機械等のリース元は、リース元名(括弧書きで取引年数)、機械の種別を記載

(6) 労務者の確保及び下請予定業者の状況

対象工事で必要となる労務者の確保及び下請予定業者について記載すること。

ア 確保可能な労務者数を員数(延べ人数)で記載し、そのうち自社労務者を(括弧書き)で記載

イ 下請予定業者(括弧書きで取引年数)を全て記載

(7) 品質確保に係る施工管理計画

対象工事で必要となる品質管理、出来形管理、品質証明計画等について、該当するものを記載すること。

(8) 安全管理の計画

対象工事での安全管理計画について記載すること。

ア 安全衛生管理体制について記載

イ 工事安全訓練の実施方法・頻度等について記載

(9) 環境対策の計画

対象工事現場の生活環境の保全と円滑な工事施工を図るために、検討が必要な環境対策について記載すること。

別紙

低入札価格調査資料に係る入札無効要件

	類型	No.	入札を無効とする場合
1	未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料が特定できない場合
		(6)	他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書及び競争参加資格確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3	添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合